

行政事業レビューシート (厚生労働省)

予算事業名	ハンセン病訴訟和解金		事業開始年度	平成13年度		作成責任者
担当部局庁	健康局		担当課室	疾病対策課		疾病対策課 難波 吉雄
会計区分	一般会計		上位政策	-		
根拠法令 (具体的な 条項も記載)	-		関係する計 画、通知等	平成13年7月23日付け基本合意書 平成14年1月28日付け基本合意書		
事業の目的 (目指す姿を簡 潔に。3行程度 以内)	ハンセン病療養所入所者等、その遺族や非入所者に対する国の感謝を表明のため、和解一時金を支給。					
事業概要 (5行程度以 内。別添可)	平成13年5月ハンセン病国家賠償訴訟熊本判決による国敗訴及び控訴断念、「ハンセン病問題の早期かつ全面的解決に向けての内閣総理大臣談話」に基づき、入所歴のある患者・元患者に対しては平成13年7月23日、入所歴のない患者・元患者及びその遺族については、平成14年1月28日での基本合意書に基づき、和解一時金を支給する。					
実施状況	これまでに合計7,257名に対して和解金の支給を実施している。					
予算の状況 (単位:百万円)		19年度	20年度	21年度	22年度	23年度要求
	予算額(補正後)	1,175	800	760	560	320
	執行額	235	236	108		
	執行率	20.0	29.5	14.2		
	総事業費(執行ベース)	235	236	108		
自己点検	支出先・ 使途の把 握水準・ 状況	支出先・使途の把握については、官庁会計システム(アダムス)により把握している。 ※本事業は直接、国からハンセン病療養所入所者等、その遺族や非入所者に対して和解金を支出しているため、「資金の流れ」欄及び「費目・使途」欄の記載を省略。				
	見直しの 余地	和解者数の減少が見込まれるため、平成22年度予算において約30%(▲200百万円)の規模の見直しを図った。				
予算   監視 の 所 見 率 化	一部改善(執行状況を予算要求に反映)  ハンセン病訴訟和解金については、事業の必要性の観点からは妥当であるが、毎年度恒常的な不用が生じており、予算と執行の乖離の要因等を精査し、予算を縮減すべき。					
補 記						